

藤沢市保育士奨学金返済補助金

1. はじめに

この保育士奨学金返済補助制度は、奨学金を返済しながら市内の保育施設に勤務している方を対象に、返済額の1/2を補助するものです。

この制度は、藤沢市内の保育施設の保育士人材確保が目的ですので、年度の途中で退職する方はこの制度を利用することはできません。

※保育施設・・・法人または個人が運営する施設

- (1) 児童福祉法第39条第1項に規定する 保育所
- (2) 認定こども園法第2条第6項に規定する 認定こども園
- (3) 児童福祉法第24条第2項に規定する 小規模保育事業所・家庭的保育事業所

2. 補助対象者

次に掲げる要件のいずれにも該当する方

- (1) 藤沢市内の保育施設に常勤として新規採用されてから7年以内である方。
- (2) 奨学金を利用して保育士資格を取得し、自ら返済していること。
- (3) 類似の補助制度を受けていないこと。

3. 補助額等

補助対象奨学金	日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）、交通遺児育英会奨学金、あしなが育英会奨学金、母子父子寡婦福祉資金貸付金 社会福祉協議会の生活福祉資金のうち教育支援資金
補助対象額	4月から3月までに自ら返済した額（申請月からが補助対象）
補助率	返済額の1/2（1円未満切り捨て）
補助額	年20万円以内
補助期間	補助開始月から60ヶ月

4. 申込方法

保育士奨学金返済補助金を受けようとする方は、次の書類を提出してください。

- (1) 藤沢市保育士奨学金返済補助金交付申請書兼返済計画書（第1号様式）
- (2) 雇用証明書（第2号様式） ※事業所が記載
- (3) 奨学金を借り受けていることを証明する書類（返済額がわかるもの）
- (4) 保育士証の写し

5. 決定後の手続き

年度内の返済が終了したら、次の書類を提出してください。

- (1) 藤沢市保育士奨学金返済補助金完了届（第6号様式）
- (2) 在職証明書（第7号様式） ※事業所が記載
- (3) 請求書（第8号様式）
- (4) 奨学金を返済したことを証明する書類

6. 補助金の交付

補助金の交付については、年度末に指定いただいた口座に振り込みます。

7. その他

返済内容が変更したなど、当初の申込内容と異なった場合は、速やかに藤沢市役所保育課へ連絡してください。

8. Q&A

Q1 パートタイム保育士でも対象となりますか？

A1 勤務条件として、1日6時間以上かつ月20日以上勤務し、保育施設を適用事業所とする社会保険の被保険者であれば対象となります。

《書類の提出先及びお問い合わせ先》

藤沢市役所 子ども青少年部 保育課 保育園運営担当

住所：〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎3F

電話：0466-25-1111（代表）

0466-50-3526（直通）